

令和5年度 青森県公共事業評価システム検討委員会 及び
令和5年度 第2回青森県公共事業再評価等審議委員会

日 時 令和5年10月23日(月)

10:00～12:20

場 所 ウェディングプラザアラスカ
地下1階「サファイア」

(司会)

皆さん、おはようございます。

本日、司会進行を務めます、企画調整課長の奥田と申します。よろしくお願ひいたします。
会議開会の前に事務局から配付資料の確認等を行います。

(事務局)

事務局でございます。

それでは、会議の前に資料の確認をさせていただきます。

本日使用する調書等につきましては、前回と同様に事前に皆様にデータをお送りしております。

本日、テーブルに配付させていただきましたのは、

前半に開催する「公共事業評価システム検討委員会」の資料として、上から順に、次第、委員名簿、席図、配付資料一覧となっております。

もう1つ、クリップで綴じていますが、「第2回青森県公共事業再評価等審議委員会」の資料として、上から順に、次第、委員名簿、席図、配付資料一覧、

資料1「令和5年度青森県公共事業再評価等審議委員会スケジュール」

資料2「青森県公共事業再評価に関する意見(案)」

資料3「令和5年度第2回青森県公共事業再評価等審議委員会事前質問に対する回答票」

資料4「青森県公共事業事後評価に関する意見(案)」

をそれぞれお配りしておりますので、御確認お願ひいたします。

よろしいでしょうか。

資料の確認は以上になります。

(司会)

それでは、ただ今から「令和5年度青森県公共事業評価システム検討委員会」を開会いたします。

開会にあたりまして、千葉企画政策部次長より御挨拶を申し上げます。

(千葉次長)

おはようございます。

本日は、大変お忙しい中、「令和5年度青森県公共事業評価システム検討委員会」並びに「第2回青森県公共事業再評価等審議委員会」に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

6月に開催いたしました第1回の再評価等審議委員会におきましては、委員の皆様から限られた時間の中で19事業について御審議をいただきました。改めて感謝を申し上げます。

本日は、最初に開催いたします公共事業評価システム検討委員会は、前回、令和元年度以来、約4年ぶりの開催となります。

今回は「公共事業再評価に係る実施細目の一部変更」につきまして御審議いただくこととなっております。

次に開催いたします第2回の再評価審議委員会では、再評価及び事後評価について御審議いただく予定であります。

本日は、長時間ということになりますが、公共事業の実施過程におけます客観性、透明性の確保に向けて御審議いただきますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

(司会)

それでは、本委員会の会議であります。青森県公共事業評価システム検討委員会設置要綱第5第3項の規定によりまして、委員の半数以上の出席が必要となりますが、本日は、9名中6名の委員に御出席をいただいておりますので、会議が成立いたしますことを御報告いたします。

それでは、これから議事に入ります。

ここからの進行は、大橋委員長にお願いいたします。

(大橋委員長)

委員長の大橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本委員会では、公共事業の事前評価及び継続評価、再評価、並びに事後評価に係る制度の改善に関する検討を行うことが目的とされております。

委員の皆様それぞれのお立場の知識、経験に基づく議論を通じて、委員会の目的を達成できればと考えているところでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で御挨拶とさせていただきます。

ここからは、着座にて失礼いたします。

それでは、早速ですけれども、議事に入る前に何点か確認させていただきます。

まず、本委員会の基本的な事項についてでございます。

まず最初に会議は公開といたします。

そして、審議内容は、資料とともに事務局の企画調整課で公表・縦覧いたします。

議事録の公表にあたっては、各委員の了解を得て行うことといたします。

委員会終了後の報道機関等の取材対応は、委員長に御一任いただきますよう、よろしく
お願いいたします。

以上、委員の皆様のご協力をお願いいたします。

それでは、議事を進めます。

青森県公共事業再評価等実施細目 様式2(第3関係)の一部改正につきまして、事務局
から説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、事務局から説明いたします。

青森県公共事業再評価等実施細目 様式2(第3関係)の一部改正について御説明します。

事前にお送りしたPDFデータのうち、「01 青森県公共事業再評価等実施細目 様式2
(第3関係)の一部改正について」を御覧ください。

こちらのPDFファイルの1ページ目には、改正理由及び改正案をお示ししてあります。
こちらの改正案の下の次の横長の2ページ目から4ページ目につきましては、新旧対照表
になります。

改正するのは、この3ページ目の部分になります。

最後の5ページ目がこれらをまとめた資料となっております。左上が改正前の様式、右上
が改正案の様式で、関係する箇所は拡大させていただいたものを添付してあります。

今回の改正したいと考えておりますのは、この(3)の費用対効果分析の要因変化のところ
でございます。

2点改正したいと考えておまして、1点目は、費用項目及び便益項目の増減の記載につ
いてです。改正前、今年度も使用した様式ですと、当初計画時及び再評価時というところ、
それぞれ金額が入りまして、それらの増減を一番右側に記載する欄を設けておりましたが、
昨年度の委員会において、それぞれの費用便益の額というのは、評価時点の価値に換算して
算定しているため、これらの増減というのは、単純に比較できない旨の御意見をいただいた
ところでした。

改正前、今の様式ですと、直近の評価時点から再評価時点までの変化、B/Cの変化が把
握できないということから、増減の欄を削除し、前回評価時という欄を追加したいと考え、
右側に新しい様式を記載しております。

2つ目につきましては、このB/Cの記載につきまして、道路事業における工区別及び路
線一体のB/Cの表記についてです。

こちらは、令和3年度の国土交通省通知におきまして、複数の区間及び箇所が一体となって効果を発揮する道路ネットワークについては、それらをまとめて評価を行うことができるものとするがとされました。

昨年度の再評価、道路事業について、このような事業の調書の中に路線一体のB/Cと当該区間のみのB/Cを併記したところ、この記載方法について工夫を求めるようにとの御意見をいただいていたところです。

このため、複数区間が一体となって効果を発揮する道路事業については、複数の工区を一体として評価するというとし、様式の、②と書いてある右側の※のところですが、その旨を付記することと考えております。

以上で、改正についての説明を終わります。

(大橋委員長)

どうもありがとうございました。

ただ今の事務局からの説明について、委員の皆様から、何か御意見、御質問等、ございませんでしょうか。(委員からの発言なし)

それでは、お諮りいたします。

青森県公共事業再評価等実施細目 様式2(第3関係)の一部改正について、委員会として了承するという事によろしいでしょうか。(委員了承)

ありがとうございます。

異論ございませんので、意見案のとおりとすることにさせていただきます。

それでは、議題は以上となりますので、ひとまず事務局に進行をお返しいたします。

(司会)

ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、「令和5年度青森県公共事業評価システム検討委員会」を終了いたします。

引き続きまして、「令和5年度第2回青森県公共事業再評価等審議委員会」を開会いたします。

本委員会の会議は、青森県公共事業再評価等審議委員会運営要領第2第2項の規定によりまして、委員の半数以上の出席が必要となりますが、本日は、10名中6名の御出席をいただいておりますので、会議が成立いたしますことを御報告いたします。

それでは、大橋委員長、議事の進行をよろしく願いいたします。

(大橋委員長)

それでは、議事に入る前に、まず何点か確認をさせていただきます。

まず、本委員会の基本的な事項についてでございます。

1、会議は公開といたします。

2つ目として、審議内容は、資料とともに事務局の企画調整課で公表・縦覧いたします。議事録の公表にあたりましては、各委員の皆様の了解を得て行うことといたします。

3つ目としまして、委員会終了後の報道機関等の取材対応は、委員長に御一任くださいますようお願いいたします。

以上、委員の皆様のお協力をお願いいたします。

続きまして、委員会の年間スケジュールについて確認いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、本日、机の上に配付させていただきました資料1のスケジュールについて御説明いたします。

今年度は、第1回の委員会を6月6日に開催しまして、再評価について、県の対応方針案についての御審議、現地調査の要否等についての御検討と、委員会意見の決定までを行ったところです。

本日の第2回目の委員会では、まず、再評価に関する意見書の取りまとめ、昨年度に選定しました事後評価事業3件に関する御審議及び意見書の取りまとめ、また、令和6年度に実施する事後評価対象事業の選定をお願いしたいと考えております。

一番下の意見書提出につきましてですが、本日、取りまとめでいただきました意見書について、11月20日に大橋委員長から知事に提出していただく予定になっております。

以上で説明を終わります。

(大橋委員長)

ありがとうございました。

ただ今の事務局からの説明について、何か御質問、御確認等、ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、本日の審議の進め方を確認させていただきます。

本日の議事は、次第のとおり4項目でございます。

- (1)再評価に関する意見書とりまとめ
- (2)事後評価結果の審議
- (3)事後評価に関する意見書とりまとめ
- (4)来年度事後評価対象事業の選定

の4項目でございます。

議事(1)につきましては、先般開催いたしました第1回委員会において委員会意見は全19事業について、県の対応方針(案)どおりとし、17事業について「継続」、2事業について「計画変更」とし、また「附帯意見はなし」とすることで議決しているところでござい

ますけれども、これを踏まえた再評価に関する意見書のとりまとめを行います。

続きまして、議事(2)「事後評価結果の審議」を行います。

昨年度の当委員会において選定した3事業について、担当課から評価結果について説明していただいた後、評価結果の妥当性等について審議いたします。

その後、議事(3)になりますが、県が行った事後評価の結果について、委員会としてどのように考えるかを整理して、再評価と同様に知事に提出する意見書のとりまとめを行います。

最後に議事(4)「来年度事後評価対象事業の選定」を行います。

それでは、議事(1)「再評価に関する意見書とりまとめ」に入ります。

資料2の「意見書(案)」を御覧ください。

1枚目が「意見書の表紙」になります。

2枚目が「目次」になります。

そして、3・4枚目、ページ番号1・2と記載してありますけれども、こちらが今年度審議した19事業に対する委員会意見の一覧になっております。

そして、最後、ページ番号3が付されたところに「委員名簿」と「今年度の審議経過」を記載しています。

3・4枚目、ページ番号1・2と書かれたところの「委員会意見」を御覧ください。

先ほど申し上げましたとおり、委員会の意見については、第1回委員会において、全19事業について県の対応方針(案)どおりとし、17事業について「継続」、2事業について「計画変更」として議決していました。

また、各事業に対する附帯意見はありませんでしたが、そのとおりでよろしいでしょうか。(委員からの意見なし)

ありがとうございます。

特に皆様から御意見ございませんので、それでは、原案のとおり、再評価に関する意見書を決定したいと思います。

後日、委員の皆様へ最終形の意見書をお送りし、確認いただいた上で、私から知事へ意見書を提出したいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、続きまして、議事(2)「事後評価結果の説明及び審議」を行います。

審議に入ります前に、事務局から事後評価全般についての説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、事後評価全般について御説明いたします。

事後評価は、事業完了5年目の事業を対象として、事業の効果、環境への影響等を確認し、必要に応じて適切な改善措置を検討するとともに、結果を同種事業の計画、調査のあり方や事業評価手法の見直し等に反映するために実施するものです。

これまでの委員会において、事後評価、既に終了した公共事業の評価につきましては、従

来の費用対効果分析B/Cだけではなく、「費用ではなく、むしろ期待された便益が得られたか」、「金銭価値化できないものを含め、総合的にどのように評価していくか」が重要であるとの御意見をいただいております。

このため、平成31年2月に青森県公共事業評価システム検討委員会を開催し、事後評価の導入の経緯や目的、これまでの実施状況、課題等を踏まえた当面の対応案について御了承いただいたところです。

具体的には、昨年度に引き続き、次に申し上げる事項について留意した上で、事後評価調書を作成したものです。

まず1つ目としまして、「公共事業評価の実施時期における事業費の増減理由」や「B/Cの算定項目ごとの増減額・増減理由」など、よくある質問・意見項目については、あらかじめ調書の中に記載する等の内容の充実・工夫を図りました。

2つ目としまして、「事業効果の発現状況」につきましては、金銭価値化できない効果、事業目的の達成度などを積極的に取り上げ、総合的な評価の検討に資するように工夫しました。

3つ目としまして、「事後評価箇所状況写真」については、関連する記載項目の欄の中で掲載し、記載内容をより分かりやすくするように工夫しました。

4つ目としまして、最後になりますけれども、次年度以降、同種事業の評価の際に参考となるような建設的なコメントを記載するなどの内容の充実を図りました。

以上のような観点から調書を作成しておりますが、本日の事後評価の審議において、更なる改善の必要性に関する御意見があった際には、来年度の調書作成作業の参考とさせていただきますと考えておりますので、御意見を賜りますよう、よろしく願いいたします。

以上です。

(大橋委員長)

ありがとうございました。

それでは、昨年度の委員会で選定した3件の事業につきまして、担当課から評価結果の説明をしていただいた後にその評価結果の妥当性等について審議を行います。

質疑応答は、事業ごとに行います。

なお、事前に委員の皆様からいただいている御質問については、担当課からの説明時にお答えしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、個別事業の説明について、農村整備課から、よろしく願いいたします。

(農村整備課)

農林水産部 農村整備課 農村環境整備グループの小笠原です。

整理番号R5-1について御説明いたします。

説明に入る前に南委員から3問、御質問いただいておりますが、これは、説明が一通り終

わった後に回答させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

1、事業概要です。

事業種別は、農業農村整備事業

事業名は、中山間地総合整備事業

箇所名等、十和田西部、市町村が十和田市となっております。

事業主体は青森県です。

管理主体は十和田市、奥瀬堰土地改良区となっております。

事業方法は交付金です。

財源・負担区分は、国が55%、県が30%。市町村が、路線によって9%で残りを改良区が出しているものと、市町村が15%出しているものがあります。

事業の背景・必要性です。

平成17年1月に旧十和田市と旧十和田湖町が合併し、新「十和田市」として誕生しております。

市全体で均衡ある発展を図るため、市街化区域に比べ発展が遅れている農村集落区域の農業用排水や農道等の農業生産基盤の整備、更に農村環境の改善のための農業集落後の事業を本事業によって行っております。

主な事業内容です。

農業用排水 3路線でL=1,394m

農道 3路線でL=2,938m

農業集落道 4路線でL=3,362mとなっております。

想定した事業効果です。

金銭価値化が可能な効果として、

- (1) 番、作物生産効果
- (2) 番、品質向上効果
- (3) 番、営農経費節減効果
- (4) 番、維持管理費節減効果
- (5) 番、営農に係る走行経費節減効果
- (6) 番、一般交通等経費節減効果
- (7) 番、生活環境改善効果となっております。

それぞれの内容については、お読み取りください。

事業の実施経過です。

事業着手は平成22年、用地着手は平成23年、工事着手も平成23年、事業完了は平成30年となっております。

公共事業評価の実施時期ですけれども、事前評価時、平成21年、当初計画時になりますが、事業期間としましては、平成22年から平成27年、総事業費は8億3,800万円。今回の事後評価時ですけれども、最終実績で事業期間が平成22年から平成30年、総事業費が12億

4,100万円となっております。

特記事項です。

計画変更をしておりますが、農道及び農業集落道において、道路設計や勾配を修正したことにより、土工量及び用地補償費が増大したため、事業費が増となっております。

2ページ目をお願いします。

事業完了後の状況です。

社会経済情勢等の変化です。

人口減少が進み、特に中山間地域の農村地域ではそれが顕著になる中、農業生産性の向上や農村生活環境の整備がより必要となってきております。

農林水産省策定の「土地改良長期計画」では「所得と雇用機会の確保、農村に人が住み続けたための条件整備、農村を支える新たな動きや活力の創出」が政策目標として掲げられており、その実現のために中山間地域の生産基盤等の整備を推進していくこととなっております。

費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化です。

1つ目は、総事業費を実績に合わせて見直しております。

2つ目は、作物作付面積を現地の状況に合わせて見直ししております。

3つ目は、単収及び作物単価、労務単価等を最新のものにしております。

事業効果の発現状況です。

(1)番、作物生産効果、年間便益額が5,000万円となっております。

農業用排水施設の整備により、水田や畑への用水の安定供給や干ばつ被害が回避されることから、作物生産量が増加しております。

農業用排水施設(漆畑)の達成度に関するアンケート、問8の結果では、事業目的が「達成された」「おおむね達成された」との回答が89%でした。

(2)番、営農に係る走行経費節減効果です。年間便益は2,500万円となっております。

農道の整備により、居住地から農地へのアクセス、農地から出荷施設等へのアクセス時間短縮が図られ、車両の走行経費の低減が図られております。

農道(上切田)の達成度に関するアンケートでは、事業目的が「達成された」「おおむね達成された」との回答が81%でした。

(3)番、生活環境改善効果、年間便益額が3,900万円です。

農業集落道の整備により、集落内外へのアクセスが改善され、生活環境の向上につながっております。

農業集落道(橋場・中屋敷)のアンケート結果では、事業目的が「達成された」「おおむね達成された」との回答が100%でした。

その他の効果としまして、問12により、各工種で想定している農業生産や生活環境整備以外の効果があるかを質問したところ、「降雨後の砂利が流されなくなった」「生活環境がよくなった」との意見があり、全体で「効果があった」という回答が68%でした。

下の参考なんですけども、費用便益費なんですけど、事業評価時は 1.38、事後評価時が 1.63 となっております。

3 ページ目をお願いします。

事業により整備された施設の管理状況です。

本地区で整備した路線のうち、農道及び農業集落道は十和田市が、農業用排水施設は十和田市又は奥瀬堰土地改良区が管理者であるが、いずれの路線においても現時点で整備施設に異常は確認されていません。

管理の状況のアンケート結果「適切」「おおむね適切」との回答が 74% であります。回答の中には、「あまり適切でない」という意見もわずかにはありました。

事業実施による環境の変化です。

農業用排水施設を施工するに当たり、水路の生態系調査を実施し、配慮すべき生物があった農業用排水施設(立石)においては、環境配慮型水路を設置しております。また、工事実施中は低騒音型・低振動型、排出ガス対策型の建設機械を使用し、周辺環境への影響が少なくなるように工事を実施しております。

アンケートの結果、「良くなった」「やや良くなった」との回答が 68% でした。

3 番、まとめです。

改善措置の必要性です。

改善点に関するアンケート、問 11 の結果、「下り坂のカーブ区間にガードレールを設置してほしい」「水路の本整備から下流区間も整備してほしい」との改善要望があったが、「改善点がない」「どちらとも言えない」との回答が 91% でありました。

施設は現在、十和田市及び奥瀬堰土地改良区へ譲与しているため、改善の意見については現在の管理者へ伝えたいと思っております。

再度の事後評価の必要性です。

「事業効果発現の状況」のとおり、事業目的は達成されているものと判断できることから、再度の事後評価は必要ないと考えております。

今後に向けた留意点

同種事業の計画・調査の在り方については

中山間地域総合整備事業による効果が十分発現しており、地域住民も効果を十分認識していることから、これまでと同様に事業計画を策定していきたいと考えております。

事後評価手法の見直し

本事業は、農林水産省による新たな土地改良の効果算定マニュアルに基づき、適切に便益・費用を算出していることから、事業評価手法の見直しは必要ないと考えております。

同種事業の内容・手法等の在り方

従来から事業実施に当たっては、地元住民の要望を踏まえながら、整備路線や整備範囲を決定しているが、今回のアンケートにはいくつか改善を求めている意見も出ていることから、今後も引き続き地元の合意形成を図りながら事業を進めていくこととしたいと考えて

おります。

4ページから13ページは、アンケート結果の詳細を添付しております。

14ページなんですけども、こちらは、南委員から御質問をいただいております関係もありますので、ここで御説明いたします。

資料3の1ページ目をお願いします。

御質問の1問目、農道と農業集落道の違いは何ですか。ということで、回答としましては、中山間地域総合整備事業における農道は、農用地内や農用地への連絡のために設置した道路です。一方、農業集落道は、農村集落内の生活道路であると同時に農業機械の運行等、農道を補完する機能を持つ道路のことで。

2つ目の質問です。

様式4添付資料で、費用効果(C)は見直しで増額と予想されますが、(2)その他費用が関連事業の見直しで減となるのは何故ですか。

先ほどの14ページの様式4なんですけども、回答といたしましては、費用項目(C)の(2)その他費用とは、評価期間中に想定される再整備費等を考慮した費用となっております。本地区では、当初計画にあった農業集落道2路線が廃止となっております。そのため、その2路線に係る再整備費等が減となり、その他費用が減となっております。

3つ目です。

様式4添付資料で、便益項目(B)で、(1)作物生産効果、(2)品質向上効果は、「現状に併せて修正」と記述されていますが、これは実態を反映させたものですか？実際に生産が増えたのか、単に作物面積を考慮したものなのか、どの様な評価方法ですか？ということで、回答といたしましては、

今回の効果算定は、実際の現地での作物生産量は確認しておらず、作付面積に最新の標準的な単収や単価を乗じて算定しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

(大橋委員長)

どうもありがとうございました。

ただ今の説明について、委員の皆様から御意見、御質問はございませんでしょうか。

南委員、よろしかったでしょうか。

(南委員)

はい、結構です。

(大橋委員長)

その他、委員の皆様、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、漁港漁場整備課から説明をお願いいたします。

(漁港漁場整備課)

漁港漁場整備課 企画・振興グループマネジャーの棟方です。よろしくお願いいたします。

事後評価調書の整理番号R 5 - 2について説明いたしますが、本日配付資料の資料3の南委員からの御質問につきましては、該当する項目の説明と併せて回答を説明させていただきます。

では、調書を御覧ください。

事業種別は、水産基盤整備事業

事業名は、水産環境整備事業

箇所名は、赤石・風合瀬です。

事業主体・管理主体とも青森県で、事業方法は国庫補助

財源・負担区分は、国が50%、県が50%です。

事業の背景・必要性ですが、本地区を含む本県日本海側では、近年の漁獲量減少の要因として、産卵場や稚魚の育成場所となる藻場などが少ないことが考えられ、このため、藻場などの増殖場の整備により、ハタハタ、ウスメバル、ヤリイカ資源の回復を図るとともに、漁礁漁場の整備により漁獲量の安定・増大、漁獲効率の向上を目指したものです。

主な事業内容は、増殖場が4.62ha、漁礁漁場が30,225空m³です。

想定した事業効果は、漁獲可能資源の維持・培養効果。

漁業外産業への効果

自然環境保全・修復効果です。

事業の実施経過としては、平成23年度に着手し、平成30年度に完了しています。

公共事業評価の実施時期は、事前評価を平成22年度に実施しています。

計画変更は、平成23年度に一度行っており、その変更理由ですが、事業着手後に整備位置の協議が整った深浦漁場も追加して整備することで、一体的かつ広域的な漁場造成を図ったものです。事業概要図には、整備した場所を赤色で示しています。

次のページをお開きください。

事業完了後の状況です。

まず、社会経済情勢等の変化ですが、回遊性魚種の漁獲量が低迷しており、沿岸性魚種の資源量の増大が急務となっていることと、燃油や漁業用資材の価格が高止まり傾向にあることがみられます。

費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化ですが、国のガイドラインの改定や魚介類の増産量を算出するための係数を見直ししています。

次に事業効果の発現状況についてです。

金銭価値化が可能な効果としまして、

漁獲可能資源の維持・培養効果の年間の便益額が約6,600万円

漁業外産業への効果の年間便益額が約 6,000 万円

自然環境保全・修復効果の年間便益額が 5,900 万円となっています。

ここで、事業効果の発現状況に係る南委員からの御質問にお答えします。

資料 3 の 2 ページを御覧ください。

御質問が 2 つ、御意見を 1 ついただいております。

まず、1 つ目の御質問にお答えします。

漁獲の実態ですが、鯨ヶ沢町及び深浦町の漁獲量は、事業着手前に対して事業完了後では、ウスメバルやアワビが増大しているものの回遊性魚種であるハタハタやヤリイカは大幅に減少しています。

漁獲可能資源の維持・培養効果の評価方法については、施設整備による生産量の増加効果として、対象魚種の生残解析等を基に、年間当たりの期待漁獲量を算出し、これに市場単価を乗じて貨幣価値化し、そこから漁獲に係る経費を差し引いて年間の便益を算定しています。

便益の内訳として、漁礁漁場や増殖場の整備による増加効果が約 9 億 4 千万円。増殖場の整備による増加効果が約 7 億 6 千万円となっています。

数値が変わった理由は、整備量を計画変更で追加したことに加え、国のガイドラインに基づく漁業経費率の見直しや最新の調査報告に基づく魚介類の生残率の見直しを行ったほか、当初計画策定時は、貨幣価値化できなかったアワビ、ウニを貨幣価値化できたことが挙げられます。

次に 2 つ目の御質問にお答えします。

漁業外産業への効果についても、漁獲可能資源の維持・培養効果の評価方法と同様となっています。

最後に御意見をいただいておりますので、県の対応状況をお知らせします。

水産環境整備事業の効果の把握について、整備完了後、県はモニタリング調査を行い、また、漁協等で組織する協議会でも釣獲調査や潜水調査を継続的に実施しており、整備効果の把握に取り組んでいます。

では、調書の 2 ページにお戻りください。

事業効果に関するアンケートの結果です。

最初に必要度の部分では、「必要であった」と「おおむね必要であった」と回答した人の割合が合わせて約 71% となっています。

事業効果の項目では、「効果があった」「おおむね効果があった」と回答した人の割合が約 52% となっています。

魚を集める効果の項目では、「効果があった」「おおむね効果があった」と回答した人の割合が約 60% となっています。

達成度の項目では、事業の目的が「達成された」「おおむね達成された」と回答した人の割合が約 39% となっており、「あまり達成されていない」「達成されていない」の約 18%

を上回っています。

また、その他の効果の項目では、「地域活性化という点では、釣船、釣具店、民宿等で良い面が出ている」と意見をいただいています。

続きまして、費用便益比について御説明いたします。

事前評価時のB/Cは1.43でございましたが、今回評価時は1.13と減少しています。

詳しい算定内容については、9ページに記載していますが、今回の算定結果は、総費用約44億円、総便益が約48億円となっています。

次に調書の3ページの最上段、事業により整備された施設の管理状況についてですが、県と管理委託契約を締結している「青森県日本海沿岸漁場開発推進協議会」で適正な施設管理を実施しています。

事業実施による環境の変化についてです。

環境影響への配慮の効果発現状況ですが、海藻の繁茂や魚が集まっていることが確認されており、魚介類の良好な生息環境が創出されています。

次に3のまとめです。

まず、改善措置の必要性ですが、アンケートで改善点があると回答した人からは、施設の追加整備や管理に関する意見をいただいています。

認知度に係るアンケートでは、「事業が行われたことを知っている」と回答した人の割合が約49%となっており、事業の認知度は十分とはいえない状況でした。

このことから、整備目的や効果などをより広く理解してもらうため、関係市町村や漁業協同組合を通じて周知していく必要があると考えています。

次に再度の事後評価の必要性についてですが、事業目的は達成していると判断し、再度の事後評価は必要ないものと考えています。

最後に今後に向けた留意点ですが、同種事業の計画・調査の在り方については、これまでと同様に事業計画を策定していきたいと考えています。

事業評価手法の見直しについては、事業評価手法の見直しは必要ないと考えています。

同種事業の内容・手法等の在り方については、同種事業の実施にあたっては、積極的に情報提供し、事業の認知度向上を図りながら事業を進めていく必要があると考えています。

次のページをお開きください。

今回実施したアンケート結果をこのページから8ページまで記載しています。

詳細については、時間の関係から省略させていただきます。

次の9ページは、費用対効果分析説明資料。

10ページは、潜水調査などの状況写真を添付しています。

赤石・風合瀬の説明は以上です。

(大橋委員長)

どうもありがとうございました。

ただ今の説明について、委員の皆様から御意見、御質問等ございませんでしょうか。
はい、お願いします。

(南委員)

詳細に調べていただいてありがとうございます。

また、意見として出ささせていただきました継続的な効果の把握についてもやられているので、是非、続けて、こういったことが非常に効果になることのデータを集めていただけたらなと思います。

1つ、お伺いしたいのは、私の質問1に対する回答で、一つのキーワードは「年間当たりの期待漁獲量を算出し」、1年経ったらどれだけ増えるだろうというようなことだと思えますが、例えば、今年の比べて来年は10%アップなのか、20%アップなのか、2倍となるのか。こういった期待値というものをお持ちなんですか。

(漁港漁場整備課)

ここでは、期待漁獲量という表現をしておりますが、来年度幾ら増えるとか、そういった期待ではなくて、単純に施設整備、例えば、漁礁ですと、空m³あたり整備すると、何キログラム増えるといった、そういった算出の仕方しております。

(大橋委員長)

ありがとうございます。

その他、委員の皆様から、御意見・御質問等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、港湾空港課から説明をお願いいたします。

(港湾空港課)

港湾空港課の堀木といいます。よろしく申し上げます。

R5-3、整理番号のR5-3を御覧ください。南委員からの御質問に対する回答は、この調書の説明後にと考えております。

事業種別は、港湾事業

事業名は、地域再生基盤強化事業

箇所名は、七里長浜港 鳴沢地区

市町村は、鯨ヶ沢町になります。

事業主体・管理主体は、青森県でございます。

交付金事業で施工してございます。

財源の割合については、以下のとおり（国40%、県47.5%、市町村12.5%）となっております。

説明に移ります。

七里長浜港は、津軽半島の日本海側、十三湖から続く砂丘地帯の南側に位置しております。

本港は、津軽地域総合開発の拠点港として、昭和58年に建設に着手し、平成9年から5千トン級及び2千トン級、-7.5m岸壁及び-5.5m岸壁を各1バース供用を開始しております。

主な取扱い貨物といたしましては、石灰石、砂利、砂、木材でございます。

また、白神山地をはじめとする七里長浜港の観光資源を活用した、大型観光クルーズ船の寄港地としても利用されておりますが、港内の静穏度が十分確保されていないという問題がございます。

今回、事後評価の対象となっております、防波堤南、下の方の図を見ていただきたいのですが、防波堤を730m延伸してございます。

事業着手は、平成3年度、事業完了は、平成30年度でありまして、事業完了から5年が経過したことから、今回、事後評価を行うものであります。

この間の事業費の実績につきましては、約86億7,200万円でございます。

金銭価値化できる主な便益については、3つ挙げてございます。

1つ目は、防波堤整備に伴う代替港からの陸上輸送から船舶輸送へのコスト削減でございます。代替港は、青森港を想定しております。青森港から陸送するよりも、津軽港に揚げて陸送した方が距離が短いというふうなことで便益を出しております。

また、2つ目といたしましては、防波堤整備に伴う代替港からの旅客及び作業員の移動コストの削減、また、移動時間の短縮、こちらも便益として挙げてございます。

3つ目の便益といたしましては、海難回避を挙げてございます。

そこで、まず、便益について説明したいと思いますが、資料の8ページを開いていただければと思います。

8ページ、真ん中より下の部分を御覧ください。

まず1つ目の①番、トラックによる輸送の便益でございます。

石灰石でありますとか、砂利、砂、道路建設資材の過去の平均取扱量、約5万2千トンについて、代替港である青森港と資材取扱いの業者のストックヤード、鯨ヶ沢・七里長浜港の背後地ですが、業者さんが取り扱うものにつきまして、青森港であると往復、輸送距離が100キロなんです、これを七里長浜港からの陸送に替えますと、往復40キロといったもので便益等を計算してございます。

また、輸送便益につきましては、②番トレーラーによる陸上風力の風車部材でありますとか、原木の輸送をカウントしてございます。

原木は、建設資材と同様の計算。風車部材は、七里長浜港背後圏に風車を建築しようとした場合の青森港を利用した場合と七里長浜港を利用した場合の距離的な差を便益計算しております。

以上から、これらの便益を現在価値化し、真ん中の方ですね。8ページの真ん中ら辺が、

160億300万円の便益を計上しております。

こちら、総便益のうち47.6%、前回便益よりも22.5%増加しております。

次に9ページ目を御覧ください。

2つ目の便益ですが、旅客及び作業移動コスト削減による便益でございます。

防波堤整備に伴う静穏度向上によりまして、旅客船が青森港から七里長浜港にシフトして、利用客の陸上輸送のコスト削減を便益としております。

具体的には、旅客船が毎年1隻から3隻に増加した場合で、2隻分の旅客が青森港から白神山地（西目屋村の暗門の滝）への往復の時間を想定しております。こちら、移動往復移動時間が青森港でありますと255分ありますが、七里長浜港では205分で50分、削減されるということで、これを便益カウントしております。

また、②番、洋上風力の発電における運転保守の移動時間短縮便益も計上しております。

これにつきましては、洋上風力発電完成見込みの令和13年度以降、便益が発生すると考えまして、防波堤整備後の50年後、令和50年まで便益は年間8,500万発生するとしております。

これらの便益を現在価値化いたしますと、9ページの一番上の数値、12億8,400万を現在価値化で計上しております。これが、総便益の約3.8%と、前回の評価時は、洋上風力を全く考慮していませんでしたので、約58.4倍の増加でございます。

3つ目の便益ですが、海難回避に要する便益でございます。

岸壁を供用した平成9年以降、便益を計上し、現在のところ、年間最大避泊実績が平成15年に1隻ずつ、1,000トン級と500トン級が1隻ずつの実績がございますが、防波堤の整備によりまして、年間1隻が海難回避可能と考え、これらの船舶の損傷でありますとか、修繕期間中の損失額、人的損失、積み荷の損失とか、油の流出による損失とか、そういったものを計算いたしまして、便益額161億6,000万になっております。真ん中よりちょっと下の方でございます。

これは、総便益のうち48.1%、前回よりも26.5倍になっております。

以上から算出した結果、10ページ目を御覧ください。

費用対効果（B/C）を計算したところ1.27となりまして、前回評価時の1.02よりも伸びております。

前回、23年度の再評価時より、便益が上がっている理由といたしましては、建設資材の取扱量が前回評価時よりもかなり伸びているというようなこと。それから、防波堤を延伸したことにより、海難回避が可能となり、避泊便益を年間0.1隻から1.0隻に見直したということがございます。

また、平成18年度の前回再評価時におきまして、七里長浜港が七里長浜の環境等にどのような影響を与えているのかを検討するために検討委員会を組織し、調査することという附帯意見が付けられたため、学識経験者を中心とした七里長浜港環境検討委員会を計4回開催いたしました。

また、環境影響調査を平成20年から平成30年度までに計7回実施し、定期的にモニタリングを行っております。

次に南委員からの質問に対する回答でございます。

資料3の3ページを御覧ください。

1つ目の質問ですが、想定した事業効果②浚渫時間の短縮でございますが、どこを浚渫しているのでしょうか？また、港湾周辺でどのような漂砂現象が出ているのでしょうか。ということでございます。

回答でございます。

浚渫の実施範囲は、こちらの図に示したとおり、船舶が沖から入ってきて、航路の中の泊地の部分となっております。

また、七里長浜港周辺におきましては、過去の調査結果によりますと、漂砂により港の汀線、北側汀線が前進、後退を繰り返しておりますが、防波堤近傍部では、近年は堆砂傾向がみられておるんですけども、防波堤近傍部を除き、七里長浜港の整備が汀線変化に大きくは影響していないと考えられます。

2つ目の質問でございます。

事業効果の発現状況に関する「防波堤の必要度や安全と荒天時避難」については概ね達成されておりますが、事業実施による環境の変化に対して、「海域環境の変更、海底・海中構造物の設置や建設」の評価が低くなっています。海中工事で汚濁防止に努めていますが、一般的には、海中構造物の作業等をイメージし難いのではないかと思います。理解してもらうために、何か策はありますか？ということでございます。

こちらは、評価が低いということなんですけども、整理番号R5-3の資料の3ページのアンケート結果のところを見ていただければと思います。3ページの真ん中より上の部分でございます。

こちらは、事後評価により環境の変化ということで、この事業実施により周辺の環境状況がどのように変化したと思いますか？という問いに対して、「良くなった」「やや良くなった」という回答が他の調査項目、アンケート項目よりもちょっと少ない結果になっております。「わからない」「どちらとも言えない」という結果が非常に多くなっております。

そういうふうなことで評価が低いといったことで、南委員から質問を受けたものでございます。

回答でございます。

事業実施による環境変化につきましては、アンケートによると「わからない」という回答が多く、環境の変化に関する評価が低くなっております。これは、事業による効果発現があった平成9年から25年以上経過しているということで、効果の実感がわきにくくなっていること、また、30歳未満の人には認識がないことから、「どちらとも言えない」という回答をした人の比率が高くなったと考えられます。

なお、平成18年に附帯意見があった事業に関する環境への影響を調査検討する「七里長

「浜港環境等検討委員会」につきましては、先ほども申し上げたとおり、計4回開催しております。また、環境影響調査についても、計7回開催しております。

定期的にモニタリングを行っております。

以上でございます。

(大橋委員長)

ありがとうございました。

ただ今の説明について、委員の皆様から、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

はい、お願いします。

(樺委員)

御説明ありがとうございました。

それで、今、御意見を伺っていて、洋上風力発電の補修、それからクルーズ船なんですかね、旅客の需要が増えている、便益にこれは反映されたというお話で、アンケート調査の方を見ると、この辺の業者の方に対してのアンケートしているのかと、教えていただければと思います。

(港湾空港課)

まず、アンケートは、主に七里長浜港を利用する業者さんに対してアンケートを行っております。

クルーズ船の実績なんですけども、実を言うと、近年、来ていなくて、ただ、平成10年度に3隻来たという実績がございます。

平成15年頃までには、定期的に七里長浜港に寄港したという実績があるんですけども、近年はちょっとない状況になっています。

なので、そのアンケートを、例えば、クルーズ船の人たちにアンケートをすとか、そういったことは、なかなか今はできていない状況でございます。

(樺委員)

かつては実績はあったけれども、今は残念ながらという。

これが、将来的には、どういう、これは、どこのセクションか分からないですけど、こういう利用を促していきたい、観光政策的にとか、そういうことは考えていらっしゃるんですか。

(港湾空港課)

ポートセールス等につきましては、津軽港も利用して欲しいといったことで、ポートセールスはしている状況でございます。

ただ、寄港できる船が比較的小さいクルーズ船でないと寄港できないという欠点があります。青森港に停泊するような大きなクルーズ船は、さすがにこちらには入れないということで、例えば、にっぽん丸とか、比較的小さいクルーズ船の実績があるということでございます。

(大橋委員長)

ありがとうございました。

その他、委員の皆様から何か御質問、御意見等、ございませんでしょうか。

特にございませんでしょうか。

それでは、以上をもちまして、事後評価の審議が終了いたしました。

ここで、一旦、休憩を取りたいと思います。

11時10分から後半を再開したいと思います。

それまで、一旦、休憩とさせていただきます。

再開の時刻となりましたので、再開させていただきます。

議事(3)「事後評価に関する意見書とりまとめ」についてでございます。

それでは、資料の4を御覧ください。

1枚目が意見書の表紙となっております。

そして、2枚目が目次になります。

そして、めくっていただいて3枚目と4枚目、ページ番号1・2と記載されてございますけれども、3枚目と4枚目が事後評価対象3事業の選定理由、県の評価結果の概要、個別事業に係る委員会意見になります。

3件の事後評価につきまして、それぞれ御意見等を頂戴するところではございますけれども、最終的に委員会意見としてのコメントを付けるかどうか。付けるとすれば、どのような内容にするかを整理いたします。

この件につきまして、委員の皆様から御意見等、ございますでしょうか。(委員からの発言なし)

よろしいでしょうか。

特に御意見がないようですので、それでは、3事業全て、県の評価結果については、異論がないということとさせていただきます、特にコメントは付けないこととさせていただきます。

ありがとうございます。

最後のページ、再評価の意見書と同様に今年度の審議経過を記載してございます。

これにつきまして、何か委員の皆様から御質問、御意見等ございますでしょうか。

(委員からの意見なし)

よろしいでしょうか。

御意見等、ないようですので、原案のとおり事後評価に関する意見書を決定したいと思います。

ます。

それでは、再評価の意見書と同様に委員の皆様には、最終形の意見書をお送りして内容を御確認いただいた上で準備が整い次第、私の方から知事へ意見書を提出したいと思います。

ありがとうございました。

それでは、続きまして、議事(4)来年度事後評価対象事業の選定に入ります。

まずは選定の考え方について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、事前に送付させていただいたPDFファイルの中の「令和元年度完了事業一覧」を御覧ください。

こちらの表にありますとおり、令和元年度の完了事業、来年度からすると5年前に完了した事業というふうになるんですけど、こちらが41事業になります。

このうち、この資料の右上のところにセルの色を指定して記載しております、事後事業を実施する事業を選定する際の選定基準に合致する部分が濃い黄色の部分になっております。

また、再評価時に附帯意見を付された事業につきましては、事後評価の対象とすることとなっておりますけども、令和元年度完了事業においては、1事業、番号が30番、4ページにあります、県道改築事業、道路課の事業がございます。

それ以外の選定基準といたしましては、

1つ目としまして、再評価を実施したもの。

2つ目として、事業費や事業期間について計画と実績の差が大きいもの。

3つ目としまして、その他の理由があるもの。例えば、事業費が大きく、同種事業のモデルとなるような事業です。

この3つに該当する事業が多くある場合は、各課で2事業まで薄い黄色に色付けしておりますので、各課が最終的に選定候補としたものが、この薄い黄色になっております。

この薄い黄色を着色した選定候補を一覧表にまとめたものが別のPDFファイルの「令和6年度選定候補一覧」の11事業になっております。

事業ごとに具体的な内容を記載しておりますのが、次のPDFファイルの「公共事業事後評価選定候補調書」でございます。

調書の内容につきましては、各担当課から御説明いたします。

以上になります。

(大橋委員長)

ありがとうございました。

それでは、担当課から順番に説明をお願いいたします。

(林政課)

林政課です。

林政課所管の候補地2か所について御説明いたします。

選定候補調書の2ページを御覧いただきたいと思います。

整理番号はR6-3番です。

事業種別は治山事業、事業名は海岸防災林造成事業、箇所名はおいらせ町の深沢です。

事業主体は青森県、管理主体は青森県です。

事業実施方法は国庫補助です。財源・負担区分は国が50%、県が50%です。

事業の背景・必要性は、東日本大震災による津波により海岸防災林が枯死したため、飛砂防備機能の回復を目的に防災林の造成を実施したものです。

主な事業内容は、枯損木の整理、飛砂等から植栽木を守るための静砂垣工や防風工、植栽工などです。

想定した事業効果は、金銭価値化が可能な効果として、評価項目は潮害軽減便益で人家・道路等の被害想定額を算出し、便益として評価しています。

事業の実施経過は、事業着手が平成24年度、工事着手が平成25年度、事業完了が令和元年度です。

当初計画では、完了予定が平成32年度で、総事業費を2億5,600万としていました。

最終実績の総事業費は9億5,000万円です。

計画変更の実施時期は、記載のとおり、2回、計画変更を行い、事業費を変更しています。

特記事項は、計画変更の内容として、事業着手後、浸水によるクロマツの枯損被害が拡大し、事業費の増加が求められたことから、1回目、2回目の事業費の変更を実施しました。

続きまして、選定候補調書の3ページを御覧いただきたいと思います。

整理番号R6-4番です。

事業種別は治山事業、事業名は海岸防災林造成事業。

箇所名はおいらせ町の二川目です。

事業主体は青森県、管理主体は青森県です。

事業方法は国庫補助です。

財源・負担区分は、国が50%、県が50%です。

事業の背景・必要性は、東日本大震災による津波により、海岸防災林が枯死したため、飛砂防備機能の回復を目的に防災林の造成を実施したものです。

主な事業内容は、枯損木の整理、飛砂等から植栽木を守るための静砂垣工、植栽工などです。

想定した事業効果は、金銭価値化が可能な効果として、評価項目は、潮害軽減便益で人家・道路等の被害想定額を算出し、便益として評価しています。

事業の実施経過は、事業着手が平成24年度、工事着手が平成25年度、事業完了が令和元年度です。

当初計画では、完了予定が平成30年度で、総事業費を5千万円としています。

最終実績の総事業費は3億6,300万円です。

計画変更の実施時期は記載のとおり、1回計画変更を行い、事業費及び事業期間を変更しています。

特記事項は、計画変更の内容として、事業着手後、浸水によるクロマツの枯損被害が拡大し、事業費の増加が見込まれたことから、事業費及び事業期間の変更を行いました。

以上で、林政課の説明を終わります。

(農村整備課)

農村整備課 農村環境整備グループの小笠原です。

4ページ目をお願いします。

整理番号はR6-13です。

事業種別は農業農村整備事業、事業名は通作条件整備事業、箇所名等は新郷、市町村は新郷村となっております。

事業主体は青森県、管理主体は新郷村、事業方法は交付金、財源・負担区分は国50%、県37%、市町村13%となっております。

事業の背景・必要性です。

本路線は、新郷村の南側に位置し、「五戸地区広域営農団地農道整備事業」により、昭和52年度から平成8年度にかけて整備された路線であり、通作や農産物の流通基幹農道として地域の農業振興の中心的な役割を担っています。

本地区では、米や大根、にんにく、ながいも等の野菜による複合農業を営んでおりますが、交通量の増加により、路面にクラックや陥没箇所が見られるなど損傷が発生し、安全確保や農産物の荷痛みによる品質低下を招いております。

そこで、整備により安全性を確保するとともに、農作物の流通改善をすることで、農業経営の安定化を図ることとしております。

主な事業内容です。

農道路面改良L=7,502mとなっております。

想定した事業効果です。

金銭価値化が可能な効果としまして、

- (1)品質向上効果
- (2)維持管理費節減効果
- (3)営農に係る走行経費節減効果
- (4)一般交通等経費節減効果となっております。

詳細には、資料でお読み取りください。

その他の効果はありません。

事業の実施経過です。

事業着手は平成23年、工事着手も平成23年、事業完了は令和元年となっております。

公共事業評価の実施時期ですが、当初計画時、平成22年度は、事業期間は平成23から平成27、総事業費は、当初計画時が2億6,700万円、最終実績が5億1,900万円、第1回の計画変更時は4億6,400万円になっております。

最終実績としましては、平成23年から令和元年となっております。

計画変更を1回実施しておりまして、事業期間は平成23から29となっております。

特記事項の修繕が必要な延長が増となったことにより、事業費が増となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

(農村整備課)

同じく農村整備課です。

資料は5ページになります。

整理番号R6-21番です。

事業種別は農業農村整備事業、事業名は地すべり対策事業です。

箇所名等は大鰐町の駒木地区です。

事業主体、管理主体とも青森県となっております。

事業方法は国庫補助事業です。財源・負担区分につきましては、国が50%、県が50%となっております。

次に事業の背景・必要性ですが、地区内には、階段状地形などの地すべり地形があり、湧水もみられることから、崩壊が背後地に拡大する恐れも高く、今後、地域一体が地すべりに発展する可能性が懸念され、営農に支障を生じる恐れがあります。

そのため、本地区を地すべり防止区域に指定し、地下水排除を主体とした対策を実施し、農業経営の安定と国土保全を図るものです。

主な内容、事業内容としまして、地すべり対策工です。

1つ目が地表水排除工 1式

2つ目、地下水排除工 1式です。

想定した事業効果ですが、金銭価値化が可能な効果として、

1つ目は、維持管理費節減効果です。これは、施設の維持管理に要する経費の節減効果となっております。

2つ目は、災害防止効果です。これは、公共施設、農地、農作物等への被害が防止または軽減される効果です。

次に事業の実施経過ですが、事業の着手は平成22年度、事業完了は令和元年度となっております。

当初計画時は、事業期間は平成22年から平成26年度まで、総事業費は2億9,400万円です。

最終実績は、終期が令和元年度まで、総事業費は3億8,900万円となっております。

計画変更の実施時期につきましては、平成26年に工期と事業費を変更しています。

次に特記事項ですが、計画変更の主な理由として、本地区に隣接する区域で崩積土地すべりが発生したため、追加指定して対策を実施したことによるものです。

駒木地区の説明は以上となります。

(漁港漁場整備課)

漁港漁場整備課の金澤です。

当課から2点説明いたします。

6ページ、整理番号R6-25番です。

事業種別は水産基盤整備事業、事業名は水産流通基盤整備事業、箇所名は白糠地区、白糠地区は東通村に位置する白糠地区と六ヶ所村に位置する焼山地区、泊地区の3地区があります。

事業主体、管理主体は共に青森県です。

事業方法は国庫補助事業となっています。

財源・負担区分は、施設によって異なります。外郭施設である防波堤や護岸、水利施設である泊地については、国66.7%、県33.3%。係留施設である岸壁や船揚げ場、輸送施設、漁港施設用地については、国50%、県50%となっています。

事業の背景・必要性についてですが、本地区は流通拠点漁港及び避難港として、地域水産業において重要な役割を担っていますが、低気圧などの波浪時に港内及び港口部の静穏度が悪いことから、出漁機会が減少していることに加え、避難港としての役割である外来船の受入ができない状態です。

また、大型漁船に対応した修理兼用船揚げ場がなく、他港への移動が必要となるため、燃油代等の経費が負担となっていました。

これらのことから、漁業就労者の労働環境の改善や水産物の生産性向上が必要となっていました。

このため、外郭施設、係留施設及び漁港施設用地などの整備により、漁業活動の安全性及び効率性の向上を図ったものであります。

主な事業内容ですが、外郭施設、沖防波堤や護岸など14施設、1,683.5m。水域施設、-3m泊地など3施設、1式。係留施設-3m岸壁など9施設、799m。輸送施設、漁港内の道路など4施設、1,257m。漁港施設用地、漁具の保管や修理をするための用地を7か所、整備しています。

各地区の整備内容は事業概要図を御覧ください。

次に想定した事業効果です。

金銭価値化が可能な効果として、

1つ目、水産物生産コストの削減効果

2つ目として、出漁機会の増大効果

3つ目として、漁獲付加価値化の効果

4つ目として、漁業就業者の労働環境改善効果があります。

事業の実施経過ですけれども、平成12年度に事業に着手し、令和元年度に完了しています。公共事業評価の実施時期ですが、事前評価を平成14年度、平成14年度から平成23年度まで、総事業費153億1,000万円でした。

その後、平成18年、23年、28年の3回、再評価を受けています。

最終実績では、219億3,100万円となっています。

計画変更の時期ですが、平成18年、25年、27年、29年の4回実施しています。

特記事項です。

平成18年、23年、28年の計3回の再評価を受けており、いずれも継続と評価され、附帯意見はありませんでした。

また、本計画は、当初計画と比べて事業費が増加し、かつ事業期間が延びています。

事業費は、白糠地区の沖防波堤について、平成17年度に沖波を見直しし、港内の静穏度確保のため、沖防波堤をより水深の深い位置に設置する必要が生じ、防波堤の規格が大きくなったことなどから増額となっています。

また、事業期間は、焼山地区の道路に係る用地取得に時間を要したことなどから、事業期間を延長しています。

続きまして、8ページ、整理番号R6-28です。

事業種別は水産基盤整備事業、事業名は漁港関連道整備事業、箇所名は東通村の野牛地区です。

事業主体、管理主体は、共に青森県です。

事業方法は、交付金事業となっています。財源・負担区分は、国50%、県40%、東通村10%となっています。

次に事業の背景・必要性です。

既設道路は、本漁港と主要地方道、県道むつ尻屋崎線を結ぶ唯一のアクセス道路として、陸揚げされた漁獲物や氷の輸送など、水産物の生産及び流通のために利用されていましたが、最大10%の急こう配で見通しが悪く、冬期間にはスリップ事故が度々発生していたため、漁業就業者の労働環境改善や水産物の生産性向上が必要となっています。

このため、関連道の整備により、漁業活動の安全性及び効率性の向上を図ったものです。

事業内容は、輸送施設である関連道の改良700mです。

想定した事業効果は、水産物生産コストの削減効果です。

事業の実施経過ですが、平成24年度に事業着手し、令和元年度に完了しています。

公共事業の実施時期ですが、事前評価時は、事業期間が平成24年度から29年度まで、総事業費は2億円でした。最終実績では、3億3,500万円となっています。

計画変更の実施時期は、平成29年度に行っています。

特記事項についてです。

遺跡発掘調査により遺構が発見され、発掘調査の必要が生じたことで、事業期間の延長、発掘調査に伴い、事業費が増加しています。

以上で、漁港漁場整備課の説明は終わります。

(道路課)

続きまして、道路課から3つの事業について説明いたします。

私、道路課整備推進グループの相馬と申します。

1ページの整理番号R6-30を御覧ください。

当事業は、むつ恐山公園大畑線、むつ市の葉色沢工区において実施する県道改築事業です。交付金事業で実施してございまして、国65%、県35%の負担割合でございまして。

事業の背景でございまして、本路線は、むつ市市街地から大畑地区を連絡する生活物流路線でございまして、毎年、多くの参拝客が訪れる霊場恐山や薬研溪流などへの観光路線となっております。

大畑川沿いを走る当工区は、降雨による冠水により、度々の通行止めを余儀なくされてございまして、円滑な交通に支障をきたしていることから、道路の嵩上げと拡幅による道路改良を実施したものでございまして。

事業内容についてでございますが、計画延長は860mです。想定した事業効果ですが、金銭価値化が可能なものとして、走行時間短縮、走行費用減少、冬期の走行速度向上、防災機能の強化を見込んでございまして、その他の効果としましては、路面冠水による通行止めの解消、幅員狭小箇所の解消が見込まれています。

事業の経過でございます。

事業着手は平成13年度、用地着手は平成22年度、工事着手は平成24年でございまして。評価の実施時期でございますが、当初の計画時点では、平成13年度から平成25年度まで。事業費が5億5,000万円でございます。

平成22年度の再評価時は、期間、事業費ともに変更はございまして、平成27年度の再評価時点で、完了年度平成29年度に変更し、事業費は変更してございまして。

最終実績は令和元年度の完了で、事業費は7億8,600万円でございます。

特記事項についてでございますが、平成22年度の再評価の対応方針は継続であり、附帯意見はございまして。

また、平成27年度の再評価における対応方針、それが継続ではございまして、附帯意見がございまして、その内容は、当該工区については、事業完了の事後評価において、クマタカの生息状況等を調査すること。

また、道路周辺の植生状況、特に法面への外来種の侵入状況について調査すること。そのような附帯意見をいただいております。

次に、続きまして、整理番号R6-29、9ページをお願いいたします。

当事業は、水喰上北町停車場線、東北町の甲地工区で実施している県道改築事業でござい

ました。

交付金事業で実施してございまして、国65%、県35%の負担割合です。

続きまして、事業の背景ですが、本路線は、青い森鉄道上北町駅に至る地域の生活道路であるとともに、三沢空港から小川原工業基地へのアクセス機能を有する道路である一方、当事業区間は、人家連担、急勾配と道路線形が悪く、交通の隘路となることから、バイパス事業を実施したものでございます。

続きまして、事業内容についてですが、計画延長が2,200m、2.2キロでございます。

想定した事業効果についてでございますが、金銭価値化が可能なものとして、走行時間短縮、走行費用減少、交通事故減少、冬期間の走行速度の向上、防災機能の強化を見込んでおりまして、その他の効果としまして、生活・経済圏連携強化、交通拠点へのアクセス強化、急勾配の解消を見込んでございます。

事業の経過でございます。

事業の着手は平成11年度、用地着手は平成16年度、工事着手は平成19年度です。

評価の実施時期でございますが、当初の計画時点では、平成11年度から平成23年度まで、事業費が10億円でございます。

平成20年度の再評価時は、期間、事業費ともに変更はなく、平成25年度の再評価時点では、完了予定を平成28年度に、事業費を15億5,500万円に変更してございまして、最終実績は、令和元年度完了の事業費は18億4,400万円でございます。

特記事項についてですが、平成20年度及び平成25年度の再評価における対応方針は、共に継続でございまして、附帯意見はございませんでした。

次に10ページ、整理番号R6-31を御覧ください。

道路課の最後の説明となりますけれども、当事業は、名川階上線、南部町の剣吉踏切工区というところで実施している、県道改築事業です。

交付金事業で実施してございまして、国65%、県35%の負担割合です。

事業の背景でございますが、当事業工区は、南部町と階上町を結ぶ幹線道路に位置しており、国道104号の曲線部に鋭角に接続する交差点形状と、それに続く踏切部に隣接して存在する変則的な交差点形状、その解消を目的に事業を実施したものでございます。

事業内容についてでございますが、計画延長は561mです。

想定した事業効果ですが、金銭価値化が可能なものとして、走行時間短縮、走行費用減少、冬期の走行速度向上、防災機能の強化を見込んでございまして、その他の効果としましては、交通利便性及び安全性の向上、歩行者の安全確保、踏切事故の軽減を見込んでございます。

事業の経過でございますが、事業着手は平成15年度、用地着手は平成20年度、工事着手は平成27年度です。

評価の実施時期ですが、当初計画時点では、平成15年度から平成28年度まで。事業費が16億8,000万円です。

平成24年度の再評価時は、期間、事業費ともに変更がなく、平成29年度の再評価では、

完了予定を平成30年度、事業費を18億7,500万円に変更してございます。

最終実績は、令和元年度の完了で、事業費は20億700万円でございます。

特記事項についてですが、平成24年度及び平成29年度の再評価における対応方針を
いただいております。継続としてございます。

なお、附帯意見はございませんでした。

道路課からは以上でございます。

(河川砂防課)

河川砂防課です。

河川砂防課からは、2件、説明させていただきます。

まず、11ページの整理番号32番になります。

事業名は三沢海岸侵食対策事業、交付金事業として、財源は国2分の1、県2分の1です。

事業の必要性としましては、三沢海岸は、下北八戸沿岸の太平洋に面した砂浜海岸であり
まして、背後には保安林が形成されており、並行して広域的な幹線道路である国道338号
が控えております。

この三沢海岸の南側に三沢漁港が建設されるなどによる沿岸漂砂の変化や激しい波浪に
よる侵食が著しい状況にあり、昭和50年代から徐々に前浜が崩壊したことから、昭和54
年度に三沢海岸の侵食対策事業に着手しまして、堤防と消波堤工を進めてきました。

更に平成4年度からは、ヘッドランドを整備することにより、前浜の安定化や復元を図り
まして、背後の高潮や波浪による越波被害を防止するという事業になってございます。

主な事業内容としましては、ヘッドランド工を13基、1基あたり全て200mとなっております。

それとあと、突堤工・堤防工・消波堤工となっております。

想定した事業効果としましては、金銭価値化が可能な効果としましては、侵食防止便益、
これは、想定される侵食地域内の土地の消失・一般資産の被害の軽減。

その他の効果としましては、砂浜が有する多様な機能が維持されることによる効果とし
まして、海岸景観の保全、また生物生育の保全、海水浄化機能の保全などが効果として挙げ
られます。

事業着手としましては、昭和54年度、事業完了は平成31年度になっております。

評価の実施時期としましては、これまで4回行ってまして、平成10年、15年、20
年、25年と行っております。

特に平成15年度に24億ほど、増加していますけれども、これは、海底の地盤の変動によ
りまして、基礎捨て石のマウント等が増えたことが主な要因になっております。

特記事項としましては、特にありませんので、個別附帯意見はなしとなっております。

この三沢海岸をもちまして、太平洋沿岸の大規模な侵食対策は完了しました。

また、このヘッドランド工法による同種の事業もこの事業をもって全て完了したところ

でございます。

(河川砂防課)

河川砂防課 砂防グループ 川村です。

12ページ、整理番号R6-35番です。

事業種別は砂防事業、事業名は地すべり対策事業、事業箇所は黒石市の温湯区域になります。事業主体・管理主体は青森県、事業方法は交付金事業で、負担割合は国50%、県50%です。

事業の背景・必要性ですが、当該区域は、浅瀬石川ダムの下流部に位置しておりまして、人家・学校・公民館・要配慮者利用施設等の保全対象のある地すべり区域となっております。

現地では、明瞭な滑落地形を有しておりまして、地すべり変状が断続的に確認されたことから、地すべり対策工事を実施したものです。

主な事業の内容ですが、横ボーリング工2,530m、集水井工13基、それに接続する集水ボーリング工19,483m、抑止杭工72本となっております。

想定した事業効果ですが、金銭価値化が可能な効果として、人家や公共施設等の直接被害抑止効果、人身被害抑止効果です。その他の効果として、土砂災害に対する安心感向上効果となっております。

事業の実施経過ですが、事業着手は平成12年度、事業完了は平成31年度です。

公共事業評価の実施時期については、事前評価が平成12年度で総事業費は当初計画時が18億円でした。

再評価は、平成21年度、再々評価は平成26年度、事後評価時の総事業費の最終実績は、17億6,100万円です。

以上です。

(大橋委員長)

ありがとうございました。

ただ今の説明を踏まえまして、来年度の事後評価対象事業を3件選定したいと思います。

なお、選定にあたっては、事業や担当課に偏りがないよう、全体的なバランスにも配慮したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

まず、参考までに、今年度の事後評価の対象事業としては、農村整備課の事業、漁港漁場整備課の事業、港湾空港課の事業が、それぞれ1件ずつという形になってございますので、例年的には、これ以外の課のものから事業を選定するということがなされているところで

まず、担当課からの説明につきまして、委員の皆様から御質問等がございましたらお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

はい、お願いします。

(南委員)

2点ほど確認させてください。

まず、一番最初のR6-3、海岸防災林造成事業で、これはおいらせ町で、東日本大震災の津波被害、その後の浸水という言葉がありますが、さんずいの浸を使っていますので、多分、近くの河川が溢れたのかなと思いますけども、その後の浸水というのは、河川の氾濫なのか、それとも別のものなのか、どのような浸水なのかということを確認させていただきたいのが1点です。

それから、R6-32、三沢海岸におけるヘッドランドのことなんですけども。先ほどの説明ですと、これをもって県内の同種工事が完了ということになりますが、これは、施工中でもいいんですけども、汀線変化、要は砂浜がちゃんと定着しているかという、その汀線変化、あるいは深浅測量というのが、例えば、年1回やっているとか、あるいは、最初と最後だけとか、効果を把握するための汀線、あるいは深浅測量はどの程度されているかを教えてください。

(林政課)

林政課です。

R6-3、浸水について御説明させていただきます。

東日本大震災により津波が発生して、防災林が波により破壊されました。その後、津波の海水が林地に滞水したことによって、残ったマツも複数年かけて枯れていったもので、一般的には赤枯れという表現でマスコミ報道された事案でございます。

(河川砂防課)

河川砂防課です。

三沢海岸の汀線測量についてなんですけども。

実は、この三沢海岸につきましては、元々は今よりも100mぐらい前浜があった海岸です。これが、徐々に侵食されたということで、事業着手の時から、汀線測量は行っています。

これは、事業が平成31年度完了なんですけども、一応、令和3年度まで汀線測量を行っておりまして、その解析結果から申しますと、前浜の回復というのは、あまり、ごく一部ではあるんですけども、ほぼ平均的に見て、昔ほどの前浜の回復というのは期待できないんですが、侵食というのは防いでいる状況でして、今後、大きく後退することはないのかなということで、昨年ぐらいから汀線測量はやめているような状況でございます。

以上です。

(大橋委員長)

ありがとうございました。

その他、委員の皆様から何か御質問等ございませんでしょうか。

はい、お願いします。

(森(洋)委員)

地すべり関係の項目が、金銭価値化の項目が違う、21、35とか、理由は何かあるんですか。

(農村整備課)

農村整備課です。

資料の5ページ、整理番号の21番ですけども、維持管理費節減効果、災害防止効果、これは、土地改良事業の効果を算定する際に使う項目としています。

(森(洋)委員)

結局、事業種別によって、想定する事業効果が異なるということ。

(農村整備課)

そうだと思います。

(森(洋)委員)

何となく分からない、同じ地すべりが、守るべきもの、効果が同じかなと思うんですけど、そり辺は異なっているんですね。ということでよろしいんですね。

(農村整備課)

それでよろしいと思います。

(森(洋)委員)

はい、分かりました。

(大橋委員長)

ありがとうございました。

その他、委員の皆様から何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、この中から3件を選定したいと思います。選定いたしますけども、委員の皆様から、何かこの事業というような、そういったものがございましたら、御発言いただきたいんですけども、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

(南委員)

今日の説明のあった中から3件ということなのですが。

まず、先ほど委員長がおっしゃられたように幅広くということですので、農村整備課と漁港漁場整備課の分、一覧表でいきますと、13、21、25、28とめくって、そうしますと、林政課、道路課、河川砂防課、それぞれ1件ずつかなというふうに思っております。

まず、林政課ですけど、これ2つありますけども、どちらも同じで、金額の多いおいらせ町の番号3番がどうかと思っております。

続いて、道路課なんですけども、3件あるわけですが、確か30番に附帯意見がついていたという説明があったと思うんですけども、それはやはり評価の対象なのかなと思っております。

最後ですけども、河川砂防課2件、職種が違うんですけども、地すべり対策は過去にも何回かあったような記憶がありますので、ちょっと、私としては32番、金額が89億と大きいので。同種工事が完了しているため、事後評価の結果が今後につながるかというところとちょっと繋がりませんが、どれだけの効果、さっき、説明がありましたけども、それでも別な場所で浸水対策はとられるでしょうから、その効果はみたいと思いますので32番。

整理しますと、3番、林政課の3番、それから道路課の30番、それから河川砂防課の32番、この3件が。

(大橋委員長)

ありがとうございます。

その他、委員の皆様から何か御意見等ございますでしょうか。

私の方でも、事前に見た感じですと、附帯意見があるものをまずは優先するということがございますので、先ほど南委員から御提案いただいた道路課の30番、候補として確定かなというふうに思っておりました。

林政課も先ほど御指摘いただいたように、同種事案で金額が大きいということで、林政課のおいらせ町の事業の3番。そして、河川砂防課の32番、海岸侵食対策事業、期間も長期ですし、金額も非常に大きいということで、どうかということですけども、委員の皆様、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、来年度の事後評価の対象事業といたしましては、番号30番、3番、32番を提案したいと思いますけれどもよろしいでしょうか。(委員了承)

ありがとうございます。

それでは、来年度の事後評価の対象事業としては、番号30番、3番、32番の3件で決定とさせていただきます。

最後に事後評価につきましては、先ほど事務局から御説明があったとおり、令和元年度か

ら調書の記載内容を変えておりますけれども、この点について、このあたり、もう少し詳しく記載してはどうかとか、あるいは、こういった点を加えたらどうかなど、更なる改善の必要性等について、皆様の御意見をお聞かせいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

はい、お願いします。

(権委員)

多分、過去に行われた公共事業に関しては、さほど問題にはならなかったのですが、これから行なわれる公共事業においてインフレが進み、また、日本では人手不足が進むことで、要は事業費自体が増大していく。実際に大阪万博でそういうような、事業費がかなり大幅に上がるというような事案が出ていまして、おそらく青森県もそういう事態が発生するのではないかと。私は、青森県行財政改革推進委員もやっています、そこら辺、凄く懸念をしているところがございます。

評価をするのに対して、今までは、例えば、費用の増大というのは、事業の拡大等で費用が増えましたというのが殆どだと思うんですが、これからは、要は工事単価が上がるとか、人件費が上がるとか、そういう工事の事業自体が拡大しなくても、事業費が1.5倍とか2倍になるということが想定されてくると思うんです。

これは、まだ、実際起こっていないものに対して対処するというのはなかなか難しいのですが、ただ、それは当然、B/Cに影響が出てくる話だと思うので、ちょっと何か、そういうところ、将来的なものなので、今、どうこうするのは難しいと思うんですが、考えていく必要があるのかなというふうに思っています。

以上です。

(大橋委員長)

ありがとうございます。

特に単価とか工事の関係とかの部分に、増加の部分进行何等かの形で転嫁ができれば。

(権委員)

そうですね。

(大橋委員長)

何か、単純に考えると、多少、感度分析みたいな形で記載するとか、この分は工事の分、この分は拡大の部分とか分けて記載をするとか。そういったことができる、議論がやりやすいのかなという、そういった御提案だったと思いますけれども。

可能であれば検討をお願いしたいと思います。

その他、委員の皆様から何かございますでしょうか。

それでは、以上をもちまして、本日の予定は全て終了とさせていただきます。
事務局に進行をお返しいたします。

(事務局)

事務局から事務連絡がございます。

本日の配付資料、お送りしたデータ、議事録につきましては、皆さんに確認の上、事務局である企画調整課において縦覧に供するとともに、県のホームページにおいても公表しますので、よろしくお願ひします。

(司会)

それでは、以上をもちまして、第2回委員会を閉会いたします。

本日は、長時間にわたり大変ありがとうございました。